



資料2

森林施業計画変更認定書

認定番号 四森施 21 - 19
(変1-23)

平成 23 年 6 月 27 日

大正町森林組合
代表理事組合長 伊与木豊 様

四万十町長 高瀬 満伸



森林法第11条第1項の規定により、
平成23年6月6日に請求のあった
森林施業計画については、これを適当
であると認める。

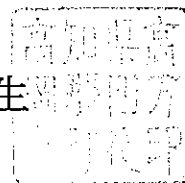
森林施業計画認定書

認定番号 四森施 21 - 19

平成 22 年 2 月 8 日

大正町森林組合
代表理事組合長 伊与木豊 様

四万十町長 前田 哲生



森林法第11条第1項の規定により、
平成 22 年 2 月 1 日に請求のあった
森林施業計画については、これを適当
であると認める。

平成23年6月6日

森林施業計画（変更）認定請求書

四万十町長 高瀬 満伸 様

請求者 高知県高岡郡四万十町大正 大正町森林組合
代表理事組合長 伊与木



別紙の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

記

1 森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域（風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域）を表示した図面

2 森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記の2は該当しない場合はその添付を要しない。

森林施業計画書(変更)

(共同)

自 平成22年2月22日
平成23年6月27日
至 平成27年2月21日

(注)

1. 共同して森林施業計画を作成した場合には(共同)と表題の次に記載するものとする。
2. 変更の場合には、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合には、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。

1 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

ア 資源の循環利用林

基本的に伐期をスギ35年、ヒノキ45年とし天然林は残存させる。伐採方法は、効率的な伐採・搬出ができるように皆伐とする。伐採後の更新については、人工造林とする際は適地適木をむねとし、スギ、ヒノキ主体に植栽を行うこととする。

なお、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるもののうち、次分期以降に立木の伐採を予定している林分とその伐採時期については、当計画書の「2 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画(1) 森林施業計画対象森林」の備考欄に記載している。

イ 水土保持林

高齢級の針広混交林を目指すため、基本的に人工林については非皆伐施業とし、天然林は残存させる。伐採方法は、主伐は択伐を主とし間伐については、保安林を除き、強度に行うこととする。伐採後の更新については、天然更新を主体とする。

ウ 森林と人との共生林

該当なし

(記載注意事項)

1. 森林の区分

ア 資源の循環利用林とは、森林法施工規則(昭和26年農林省令第54号。以下規則という。)第9条の2第1号イに規定する公益的機能別施業森林の区域以外の区域内に存する森林をいう。

イ 水土保持林とは、規則第9条の2号第1号ロに規定する水源かん養機能等維持増進森林をいう。

ウ 森林と人との共生林とは、規則第9条の2号第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林をいう。

2. アからウまでの区分ごとに、伐採、造林等の方法、伐期齢、育成する樹種、作業路網その他施設の整備など40年以上の期間に係る森林施業についての基本方針を記載する。

3. 資源の循環利用林であって、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるものにつき、当森林施業計画の計画期間内に立木の伐採を計画せず、次分期以降に立木の伐採を予定する場合は、当該森林の立木の伐採を予定する時期等についても併せて記述する。

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期 間	伐採立木材積 (m ³)			造林面積 (ha)		
		主 伐	間 伐	計	主 伐	間 伐	計
資源循環利用林	I 分期	2,481	6,851	9,332	27.72	74.09	101.81
	II 分期	1,667	432	2,099	20.30	47.53	67.83
	III 分期	0	5,316	5,316	0	91.48	91.48
	IV 分期	0	848	848	0	16.18	16.18
	V 分期	2,480	8,229	10,709	27.72	74.09	101.81
	VI 分期	1,667	432	2,099	20.30	47.53	67.83
	VII 分期	0	5,316	5,316	0	91.48	91.48
	VIII 分期	0	848	848	0	16.18	16.18
	小 計	8,295	28,272	36,567	96.04	458.56	554.60
水土保全林	I 分期	0	72	72	0	1.10	1.10
	II 分期	0	4,030	4,030	0	59.11	59.11
	III 分期	0	1,252	1,252	0	23.18	23.18
	IV 分期	0	5,860	5,860	0	122.24	122.24
	V 分期	0	72	72	0	1.10	1.10
	VI 分期	0	4,030	4,030	0	59.11	59.11
	VII 分期	0	1,252	1,252	0	23.18	23.18
	VIII 分期	0	5,860	5,860	0	122.24	122.24
	小 計	0	22,428	22,428	0	411.26	411.26
森林と人との共生林	I 分期						
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小 計						

(記載注意事項)

1. 資源の循環利用林、水土保全林及び森林と人との共生林の区分ごとに、5年(分期)ごとに区分し、40年間について記載する。
2. 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入する。
3. 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
4. 森林施業計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法(昭和32年法律

第26号)第70条の8(計画伐採にかかる相続税の延納の特例)の適用を受けようとする場合には、当該相続に係る森林について「森林施業に関する長期の方針」のうち当該延納の特例の適用期間についての年次別計画を記載すること。その際、森林と人との共生林の区域のうち特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林については特例の適用対象から除外されていることから、当該森林を年次別計画に含めないこと。

なお、水土保持林の区域のうち複層林施業を推進すべき森林又は長伐期施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林に係る延納期間については40年以内、それ以外の森林に係る延納期間については20年以内とすることができることとされていることから、それぞれの森林の別に年次別計画を記載すること。

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

保育、間伐、主伐等を行う際は、森林所有者同士が話し合う機会を持ち、同一事業体に共同発注することにより、ロットを確保し、コストを下げることに努める。

作業道を設置する際は、施業時期が早いところを優先的に計画する。また、作業道の維持運営には森林所有者全員で協力する。また、計画を確実に実行するため、森林法第10条の11の8の施業実施協定を締結する。

(記載注意事項)

1. 共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載する。
2. 保育、間伐等のロットの確保並びに作業道、土場、作業場等の施設の効果的な設置及び維持運営による施業の効率化、森林施業の共同実施や林業事業者等への共同委託及びその推進に向けた合意形成など、森林施業の共同化に関する40年以上の期間に係る方針を記載する。

(4) その他参考とすべき事項

特になし

(記載注意事項)

森林施業計画作成上、特に考慮した事項について記載する。

2 森林と現況並びに伐採計画及び造林計画

(1) 森林施業計画対象森林

別紙のとおり

森林施業計画対象森林

認定請求者 大正町森林組合

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者		森林の区分等		森林の現況							伐採計画				造林計画				備考				
	大字	字	地番	林班 小班	住所	氏名	機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期		造林 方法	造林 樹種	造林 面積	植栽 本数
																			皆伐採 伐等の別	その他								
56	大正	オオタニヒラ	1486-20外1	141-03			水	長	2.71	人	ヒノキ	12.8	33	698	-													
57	大正	オオタニヒラ	1486-20外	141-03			水	長	9.74	天	広		33	1,091	19													
58	大正	オオタニヒラ	1486-24外2	141-03			水	長	2.00	人	ヒノキ	12.8	33	515	17													
59	大正	オオタニヒラ	1487-2外1	141-02			循		1.04	人	スギ	17.1	33	439	10													
60	大正	ツボノオ	1503-16外11	138-03			循		2.92	人	スギ	19.5	42	1,451	22		22	間			2.92	363						
61	大正	ツボノオ	1503-16外11	138-03			循		3.89	人	ヒノキ	15.4	42	1,303	37		22	間			3.89	326						
62	大正	ツボノオ	1503-50外21	139-02			循		7.02	人	ヒノキ	13.1	34	1,867	60													
63	大正	タノナロ	1399-17	155-02			循		0.22	天	広		48	29	-													
64	大正	タノナロ	1399-1外1	155-01			循		50.05	人	ヒノキ	14.5	39	15,390	410													水源のかん養
65	大正	ミナミソノヒラ	1493-38	140-02			水	長	12.09	人	ヒノキ	12.8	33	3,112	103													水源のかん養
66	大正	ミナミソノヒラ	1493-50外2	139-03			水	長	2.08	人	ヒノキ	12.8	33	535	18													水源のかん養
67	大正	ミナミソノヒラ	1493-66	139-03			水	長	0.15	天	マツ	18.2	65	45	-													水源のかん養
68	大正	ミナミソノヒラ	1493-68	139-03			水	長	0.15	天	マツ	18.2	65	45	-													水源のかん養
69	大正	ミナミソノヒラ	1493-69	139-03			水	長	0.15	天	マツ	18.2	65	45	-													水源のかん養
70	大正	ミナミソノヒラ	1493-70	139-03			水	長	0.15	天	マツ	18.2	65	45	-													水源のかん養
71	大正	ミナミソノヒラ	1493-72外33	139-03			水	長	36.54	人	ヒノキ	12.8	33	9,405	311													水源のかん養
72	江師	コイジネ	795-27外3	062-01			循		3.84	人	ヒノキ	14.2	38	1,149	32													水源のかん養
73	江師	コイジネ	795-82	062-01			循		1.30	天	広		50	173	-													
74	大正大奈路	コミノヤマ	1004-15	026-02			水	長	0.65	天	広		66	89	1													水源のかん養
75	大正大奈路	コミノヤマ	1004-19	026-01			水	長	15.16	人	ヒノキ	8.6	19	2,056	130													水源のかん養
76	大正大奈路	コミノヤマ	1004-19	026-01			水	長	4.12	天	広		49	548	4													水源のかん養
77	大正大奈路	コミノヤマ	1004-20外	026-02			水	長	52.16	人	ヒノキ	12.6	32	12,983	449													水源のかん養
78	芳川	シモタニヤマ	423-16外2	055-01			水	長	12.18	人	ヒノキ	13.1	34	3,240	105													水源のかん養
79	大正	オシカワ	1402-2外	154-01			水	長	14.00	人	スギ	19.7	43	5,646	102													水源のかん養
80	大正	オシカワ	1402-2外	154-01			水	長	14.78	人	ヒノキ	15.7	43	4,072	140													水源のかん養
81	希ノ川	ノイネサコ	368-1	137-03			循		1.52	人	ヒノキ	15.7	43	523	14													水源のかん養
82	希ノ川	ノイネサコ	368-1外	137-03			循		6.68	天	広		30	701	20													
83	希ノ川	ノイネサコ	368-14	137-02			循		1.28	人	ヒノキ	15.7	43	441	12													
84	希ノ川	ノイネサコ	368-8外4	137-02			循		1.13	人	スギ	20.8	50	609	6		22	間			1.13	152						
85	希ノ川	ノイネサコ	368-8外4	137-02			循		6.19	人	ヒノキ	17.4	50	2,441	48		22	間			6.19	610						
86	希ノ川	ノイネサコ	368-30	137-02			循		1.11	天	広		35	129	2													
87	希ノ川	キタハナキ	370-13	137-01			循		1.80	天	広		35	209	-													
88	希ノ川	キタハナキ	370-15	137-01			循		1.46	人	ヒノキ	15.7	43	503	14													
89	希ノ川	ノイネサコ	368-22	137-02			循		0.25	人	ヒノキ	15.7	43	86	2													
90	希ノ川	ノイネサコ	368-22	137-02			循		0.45	天	広		43	57	-													
91	希ノ川	ノイネサコ	368-11	137-03			循		0.13	天	広		43	17	-													
92	希ノ川	ノイネサコ	368-27	137-03			循		0.59	人	スギ	19.7	43	297	4													
93	希ノ川	ノイネサコ	368-27	137-03			循		0.80	人	ヒノキ	15.7	43	276	8													
94	希ノ川	オオヒラスソ	366-3	137-04			循		0.84	人	ヒノキ	13.1	34	223	-													
95	希ノ川	オオヒラスソ	366-24	137-04			循		0.22	人	ヒノキ	13.1	34	59	2													
96	希ノ川	オオヒラスソ	366-20	137-04			循		0.09	天	広		34	10	-													
97	希ノ川	オオヒラスソ	366-1	137-04			循		0.79	人	ヒノキ	14.8	40	249	7		23	間			0.79	62						
98	希ノ川	オオヒラスソ	366-1	137-04			循		1.03	天	広		40	128	1													
99	希ノ川	ナカヤブ	323-13	130-06			水	長	1.10	人	ヒノキ	15.1	41	358	10		23	間			1.10	72						土砂の流出の防壁
100	希ノ川	カヤカリ	339-12	131-03			循		0.22	天	広		41	28	-													
101	希ノ川	カヤカリ	339-11外1	131-03			循		0.74	人	ヒノキ	15.1	41	241	7													
102	希ノ川	イワイガミ	346-10外5	132-02			循		4.48	人	ヒノキ	15.1	41	1,457	43													
103	希ノ川	ナカモリ	329-1	134-01			循		1.70	天	広		41	213	2													
104	希ノ川	ヤケソ	356-16外1	134-04			循		3.73	人	ヒノキ	14.2	38	1,116	31		23	間			3.73	279						
105	希ノ川	ヤケソ	356-2外1	134-04			循		2.67	人	ヒノキ	13.7	36	755	22		23	間			2.67	189						
106	希ノ川	ヤケソ	356-2外1	134-04			循		0.88	人	スギ	18.0	36	396	7		23	間			0.88	99						
107	希ノ川	ヤケソ	356-1	134-04			循		4.31	人	ヒノキ	13.4	35	1,183	37		23	間			4.31	296						
108	希ノ川	ヤケソ	356-1	134-04			循		0.30	人	スギ	17.7	35	133	3		23	間			0.30	33						
109	希ノ川	ヤケソ	356-14	134-04			循		1.12	人	スギ	19.2	41	548	8		23	間			1.12	137						
110	希ノ川	ヤケソ	356-14	134-04			循		3.57	人	ヒノキ	15.1	41	1,161	34		23	間			3.57	290						

森林施業計画対象森林

認定請求者 大正町森林組合

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者		森林の区分等		森林の現況						伐採計画				造林計画					備考						
	大字	字	地番	林班 小班	住所	氏名	機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期		造林 方法	造林 樹種	造林 面積	植栽 本数		
																			皆伐 択等 の別	その他										
111	希ノ川	ヤケツ	356-11外1	134-04			循	4.73	人	ヒノキ	13.4	35	1,298	40																
112	希ノ川	ノイネサコ	369-1外	137-01			循	0.34	人	スギ	19.7	43	171	2			22	間			0.34	43								
113	希ノ川	ノイネサコ	369-1外	137-01.03			循	3.18	人	ヒノキ	15.7	43	1,095	30			22	間			3.18	274								
114	希ノ川	ノイネサコ	368-24	137-02			循	1.80	人	ヒノキ	16.0	44	637	17			22	間			1.80	159								
115	希ノ川	ノイネサコ	368-24	137-02			循	1.88	人	スギ	19.9	44	962	14			22	間			1.88	241								
116	希ノ川	ミナミハナノキ	371-5外1	136-02			循	3.64	人	ヒノキ	14.2	38	1,089	30			22	間			3.64	272								
117	希ノ川	キタハナノキ	370-12外1	137-01			循	0.18	人	スギ	19.7	43	91	1			22	間			0.18	23								
118	希ノ川	キタハナノキ	370-12外1	137-01.02			循	2.62	人	ヒノキ	15.7	43	902	25			22	間			2.62	226								
119	希ノ川	ヨコサコ	359-12	134-05			循	0.76	人	スギ	20.6	49	406	4			23	間			0.76	102								
120	市ノ又	サテヤマ	357-1外1	082-01			循	0.91	人	ヒノキ	11.1	27	187	8			23	間			0.91	47								
121	市ノ又	サテヤマ	357-1外1	082-01			循	0.20	人	スギ	17.7	35	88	2																
122	市ノ又	サテヤマ	357-1外1	082-01			循	2.80	天	広		42	353	3																
123	市ノ又	アサシタニヤマ	353-3外	082-01			循	1.64	人	スギ	19.5	42	815	12			22	間			1.64	204								
124	市ノ又	アサシタニヤマ	353-3外	082-01			循	2.14	人	ヒノキ	15.4	42	717	21			22	間			2.14	179								
125	市ノ又	アサシタニヤマ	353-1外	082-01			循	1.31	人	スギ	21.7	57	746	9			22	間			1.31	187								
126	市ノ又	アサシタニヤマ	353-1外	082-01			循	2.18	人	ヒノキ	19.1	57	971	-			22	間			2.18	243								
127	市ノ又	オカクシヤマ	352-1外	082-02			循	1.48	人	スギ	21.1	52	810	6			22	間			1.48	203								
128	市ノ又	オカクシヤマ	352-1外	082-01.02			循	4.94	人	ヒノキ	17.9	52	2,020	36			22	間			4.94	505								
129	市ノ又	オカクシヤマ	351	082-02			循	0.65	人	ヒノキ	14.5	39	200	5			23	間			0.65	43								
130	市ノ又	イデノタニヤマ	350-4	082-02			循	0.45	人	ヒノキ	15.1	41	146	4			23	間			0.45	37								
131	市ノ又	イデノタニヤマ	350-3	082-02			循	0.34	人	ヒノキ	15.1	41	111	3			23	間			0.34	28								
132	市ノ又	イデノタニヤマ	350-3	082-02			循	0.17	人	広		41	21	-																
133	市ノ又	イデノタニヤマ	350-1	082-02			循	4.43	天	広		42	558	4																
134	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02			循	0.93	人	ヒノキ	16.0	44	329	9			23	間			0.93	82								
135	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02			循	0.33	人	スギ	19.9	44	169	2			23	間			0.33	42								
136	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02			循	0.10	人	広		44	13	-																
137	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02			循	2.81	人	ヒノキ	18.8	56	1,231	20																
138	市ノ又	イデノタニ	349	082-02			循	0.19	人	スギ	17.7	35	84	2																
139	大正	杉ノ畝	1365-1	159-04			循	8.67	人	ヒノキ	14.5	39	2,666	71			23	間			8.67	667								
140	大正	オシカワ	1401-1	154-03			循	8.79	人	ヒノキ	14.5	39	2,162	72																
141	大正	フルヤタニ	1395-10	156-02			循	1.62	人	ヒノキ	15.1	41	527	15																
142	大正	フルヤタニ	1395-14	156-02			循	2.11	人	ヒノキ	15.1	41	686	20																
143	大正	大平山	1391-3	157-01			循	1.58	人	スギ	19.5	42	785	12																
144	大正	ミソノヒラ	1391-3外2	139-01			循	1.47	人	ヒノキ	15.1	41	478	14																
145	希ノ川	東畝	211-1外	134-02			循	0.28	人	スギ	18.5	38	130	2			22	間			0.28	33								
146	希ノ川	東畝	211-1外	134-02			循	0.38	人	ヒノキ	14.2	38	114	3			22	間			0.38	29								
147	希ノ川	オオヒラスノ	366-11	137-04			循	1.56	人	ヒノキ	17.1	49	603	12			23	間			1.56	151								
合計									591.71					151,344	3,987							102.91	9403.6							

(記載注意事項)

1. 認定請求者の欄は、共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載し、また、認定請求者が当該森林の森林所有者以外のものである場合には、森林所有者欄に当該森林所有者名を記載する。ただし、認定請求者が当該森林の森林所有者である場合には、森林所有者欄の記載は要しない。
2. 森林所在場所の記載は、同一地番の森林については、その現況を異にするものがある場合、又は、森林の現況は同じであるが森林施業計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
3. 森林の区分等の欄の機能別区分の欄には、資源の循環利用林にあつては(循)、水土保持林にあつては(水)、森林と人との共生林にあつては(共)と記載する。
4. 森林の区分等の欄の施業方法等の欄には、水土保持林の区域のうち、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(複)、長伐期施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(長)と記載し、森林と人との共生林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(育)、風害等を防備するための森林その他の特に带状に残存すべき森林として市町村森林整備計画に定められている森林にあつては(帯)、広葉樹等転換を必要とする森林として市町村森林整備計画に定められている森林については(転)と記載する。
5. 森林の現況の欄(面積の欄及び人工林天然林の別の欄を除く。)、伐採計画の欄及び造林計画の欄には、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては上層木、下層木等の層ごと区分して、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては特定広葉樹の樹種と一般樹種(規則第13条第2項第9号に規定する一般樹種をいう。)ごとに区分して、それぞれ複数の段に分けて記載する。
6. 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
7. 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入する。
8. 本数は、ヘクタール当りの本数を記載する。
9. 樹種又は林相の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては、(湿困)、(風困)等と記載する。

10. 樹高は、規則第10条第1号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあっては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。
11. 摘要欄には、地域森林計画において要整備森林とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林及び要間伐森林とされている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等、その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。
12. 時期は、1年間を超えない期間とする。この際、森林施業計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあっては歴年ごとに区分する。
13. 伐採方法の皆伐択伐等の別は、間伐にあっては単木、列状等選木方法を記載する。また、伐採方法のその他は、択伐率、間伐率等を記載する。
14. 造林方法は、人工造林、ぼうが更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は（再）と、拡大造林の場合は（拡）と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は（補助）と記載する。
15. 2以上の市町村にわたるものにあっては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
16. 伐採計画、造林計画についての合計欄は、資源の循環利用林及び水土保持林並びに森林と人との共生林の森林の区分及び時期ごとに再計し合計を記載する。
17. 備考欄には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められている実施すべき伐採及び造林の時期を、市町村森林整備計画において、要間伐森林とされている場合には同計画に定められている実施すべき間伐の時期を記載する。また、災害による被災森林について復旧の施業を行うために当該施業に先だって行う計画変更にあってはその旨を、災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合には、その旨を記載する。さらに、水土保持林及び森林と人との共生林の区域内に存する森林のうち、皆伐による伐採を計画する森林（特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては、主伐として伐採を計画する森林）がある場合は、通し番号を記載し、別途添付する当該森林の区域を示した図面における表示と一致させる。

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

(単位：m³・ha)

時期	伐採計画		造林計画		備考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
I	5,035	42.12			
II	3,389	33.07			
III	382	0.00			
IV	462	0.00			
V	136	0.00			
VI					
計	9,404	75.19			

(記載注意事項)

1. (1) の伐採計画及び造林計画について、時期ごとに再計し記載する。
2. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して記載する。

3 保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面積 (ha)	備考
下刈	98.69	
つる切り		
除伐	74.08	
合計	172.77	

(記載注意事項)

1. 面積の記載はヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
2. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、合計欄は、都道府県ごとに再計して合計を記載すること。
3. 保育の種類は必要に応じ追加して記載すること。

4 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要間伐森林 要整備森林又は						施業の区分	施業の種類	面積 ha	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村	大字 字	地番	森林所有者名						
	該当なし										
	合 計										

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び市町村森林整備計画において要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画を記載する。
2. 森林所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合、又は、森林の現況は同じであるが森林施業計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
3. 施業の区分は保育、その他とする。
4. 施業の種類は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等、地域森林計画又は市町村森林整備計画において定められている実施すべき施業の方法とする。
5. 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、森林の区分ごとに計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 認定請求者の欄は、共同して森林施業計画を作成する場合にあつては、認定請求者が当該森林の森林所有者以外の者(長期の施業受託者等)である場合に、当該認定請求者名を記載する。
8. 備考欄には、地域森林計画又は市町村森林整備計画に定められている実施すべき施業の時期を記載する。

5 森林施業の共同化に関する事項（共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載する。）

(1) 共同して行う施業の種類及びその実施の方法

計画期間中に行う施業は、間伐だけの場合は、間伐と除伐は同一事業体に共同発注し、ロットを確保し、コストを下げる。

(記載注意事項)

森林施業計画の計画期間中に共同で実施する施業の種類及び労務の相互提供の林業事業体等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入方法、その実施の方法等を記載する。

(2) その他森林施業の共同化に関する事項

なし

(記載注意事項)

作業道、土場、作業場等の施設の設置および維持運営の方法ならびに利用に関する事項その他(1)に記載された施業の共同実施の実効性を担保するための措置について記載する。

森林施業計画認定書

認定番号 四森施19-2

平成19年4月19日

四万十町大正475-2

大正町森林組合

代表理事組合長 山本 静男 様

四万十町長 前田 哲生



森林法第11条第1項の規定により、平成19年4月9日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認める。

平成19年4月9日

森林施業計画認定請求書

四万十町長 前田 哲生 様

請求者 高知県高岡郡四万十町大正475番地2
大正町森林組合
代表理事組合長 山本 静 男

別紙の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

記

1 森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域（風害の防備のための森林その他の特に带状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域）を表示した図面

2 森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記の2は該当しない場合はその添付を要しない。

森林施業計画書

(共同)

自 平成19年5月1日
至 平成24年4月30日

(注)

1. 共同して森林施業計画を作成した場合には(共同)と表題の次に記載するものとする。
2. 変更の場合には、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合には、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。

1 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

ア 資源の循環利用林

基本的に伐期をスギ35年、ヒノキ45年とし天然林は残存させる。伐採方法は、効率的な伐採・搬出ができるように皆伐とする。伐採後の更新については、人工造林とする際は適地適木をむねとし、スギ、ヒノキ主体に植栽を行うこととする。

なお、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるもののうち、次分期以降に立木の伐採を予定している林分とその伐採時期については、当計画書の「2 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画（1）森林施業計画対象森林」の備考欄に記載している。

イ 水土保持林

高齢級の針広混交林を目指すため、基本的に人工林については非皆伐施業とし、天然林は残存させる。伐採方法は、主伐は択伐を主とし間伐については、保安林を除き、強度に行うこととする。伐採後の更新については、天然更新を主体とする。

ウ 森林と人との共生林

該当なし

(記載注意事項)

1. 森林の区分

ア 資源の循環利用林とは、森林法施工規則（昭和26年農林省令第54号。以下規則という。）第9条の2第1号イに規定する公益的機能別施業森林の区域以外の区域内に存する森林をいう。

イ 水土保持林とは、規則第9条の2号第1号ロに規定する水源かん養機能等維持増進森林をいう。

ウ 森林と人との共生林とは、規則第9条の2号第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林をいう。

2. アからウまでの区分ごとに、伐採、造林等の方法、伐期齢、育成する樹種、作業路網その他施設の整備など40年以上の期間に係る森林施業についての基本方針を記載する。

3. 資源の循環利用林であって、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるものにつき、当森林施業計画の計画期間内に立木の伐採を計画せず、次分期以降に立木の伐採を予定する場合は、当該森林の立木の伐採を予定する時期等についても併せて記述する。

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期 間	伐採立木材積 (m ³)			造林面積 (ha)		
		主 伐	間 伐	計	主 伐	間 伐	計
資源循環利用林	I 分期	0	2,132	2,132	0	47.75	47.75
	II 分期	0	1,178	1,178	0	34.17	34.17
	III 分期	0	3,407	3,407	0	36.92	36.92
	IV 分期	0	0	0	0	0	0
	V 分期	0	2,132	2,132	0	47.75	47.75
	VI 分期	0	1,178	1,178	0	34.17	34.17
	VII 分期	0	3,407	3,407	0	36.92	36.92
	VIII 分期	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	13,434	13,434	0	237.68	237.68
水土保全林	I 分期	0	694	694	0	10.69	10.69
	II 分期	0	971	971	0	31.95	31.95
	III 分期	0	517	517	0	14.93	14.93
	IV 分期	0	0	0	0	0	0
	V 分期	0	694	694	0	10.69	10.69
	VI 分期	0	971	971	0	31.95	31.95
	VII 分期	0	517	517	0	14.93	14.93
	VIII 分期	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	4,364	4,364	0	115.14	115.14
森林と人との共生林	I 分期	0	0	0	0	0	0
	II 分期	0	0	0	0	0	0
	III 分期	0	0	0	0	0	0
	IV 分期	0	0	0	0	0	0
	V 分期	0	0	0	0	0	0
	VI 分期	0	0	0	0	0	0
	VII 分期	0	0	0	0	0	0
	VIII 分期	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0

(記載注意事項)

1. 資源の循環利用林、水土保全林及び森林と人との共生林の区分ごとに、5年(分期)ごとに区分し、40年間について記載する。
2. 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入する。
3. 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
4. 森林施業計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法(昭和32年法律

第26号)第70条の8(計画伐採にかかる相続税の延納の特例)の適用を受けようとする場合には、当該相続に係る森林について「森林施業に関する長期の方針」のうち当該延納の特例の適用期間についての年次別計画を記載すること。その際、森林と人との共生林の区域のうち特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林については特例の適用対象から除外されていることから、当該森林を年次別計画に含めないこと。

なお、水土保持林の区域のうち複層林施業を推進すべき森林又は長伐期施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林に係る延納期間については40年以内、それ以外の森林に係る延納期間については20年以内とすることができることとされていることから、それぞれの森林の別に年次別計画を記載すること。

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

保育、間伐、主伐等を行う際は、森林所有者同士が話し合う機会を持ち、同一事業体に共同発注することにより、ロットを確保し、コストを下げることに努める。

作業道を設置する際は、施業時期が早いところを優先的に計画する。また、作業道の維持運営には森林所有者全員で協力する。また、計画を確実に実行するため、森林法第10条の11の8の施業実施協定を締結する。

(記載注意事項)

1. 共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載する。
2. 保育、間伐等のロットの確保並びに作業道、土場、作業場等の施設の効果的な設置及び維持運営による施業の効率化、森林施業の共同実施や林業事業体等への共同委託及びその推進に向けた合意形成など、森林施業の共同化に関する40年以上の期間に係る方針を記載する。

(4) その他参考とすべき事項

特になし

(記載注意事項)

森林施業計画作成上、特に考慮した事項について記載する。

2 森林と現況並びに伐採計画及び造林計画

(1) 森林施業計画対象森林

別紙のとおり

森林施業計画対象森林

認定請求者 大正町森林組合

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者 氏名	森林の区分等		森林の現況							伐採計画				造林計画					備考			
	大字	字	地番	林班 小班		機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期	造林 方法		造林 樹種	造林 面積	植栽 本数
																		皆伐択 伐等の別	その他								
1	大正	タノバキ	1498-6	138-04	循		1.61	人	ヒノキ	17.6	51	647	12		H19	間			1.61	129							
2	下岡	カゲヒラヤマ	176-1外6	072-05	循		2.49	人	ヒノキ	14.8	40	786	21		H21	間			2.49	157							
3	大正	坪ノ尾	1503-1外	138-03	循		1.51	人	ヒノキ	12.8	33	389	13		H22	間			1.51	77							
4	大正	坪ノ尾	1503-23外	138-03	循		5.65	人	ヒノキ	14.0	37	1,644	46		H22	間			5.65	328							
5	芳川	ホオノキ	391-37	050-02	水	長	5.30	人	ヒノキ	14.2	38	1,586	44		H19	間			5.30	317						水源のかん養	
6	芳川	ホオノキ	392-1	050-02	水	長	0.25	人	スギ	18.5	38	117	2		H19	間			0.25	23						水源のかん養	
7	大正中津川	成川	770-8.10	043-01	循		1.49	人	ヒノキ	11.4	28	319	13		H19	間			1.49	63							
8	大正中津川	成川	770-9	043-01	循		0.72	人	ヒノキ	11.4	28	154	6		H19	間			0.72	30							
9	大正中津川	東釜山	617-18	041-05	循		1.57	人	ヒノキ	12.0	30	364	14		H19	間			1.57	72							
10	木屋ケ内	分ノ島山	614-5外1	006-01	循		0.46	人	ヒノキ	9.2	21	70	4		H19	間			0.46	14							
11	大正大奈路	竹ノ谷	927-5	045-01	循		0.42	人	ヒノキ	6.3	12	32	4		H19	間			0.42	6							
12	木屋ケ内	上ミ堂ノ畝山	682-8	044-06	循		1.34	人	ヒノキ	7.6	16	147	12		H19	間			1.34	29							
13	大正中津川	アサヒヤマ	766-32	031-05	循		2.51	人	ヒノキ	12.8	33	646	21		H20	間			2.51	129							
14	大正中津川	横平山	763	032-01	循		1.54	人	ヒノキ	12.8	33	396	13		H20	間			1.54	79							
15	大正中津川	アサヒヤマ	766-33	031-05	循		0.60	人	ヒノキ	12.8	33	154	5		H20	間			0.60	30							
16	大正中津川	横平山	765-3	032-01	循		1.46	人	ヒノキ	12.8	33	376	12		H20	間			1.46	75							
17	大正	坪ノ尾	1503-24	138-03	循		0.38	人	ヒノキ	15.1	41	124	4		H22	間			0.38	24							
18	大正	溝ノ平	1493-73	139-01	水	長	0.57	人	ヒノキ	12.8	33	117	5													水源のかん養	
19	大正	溝ノ平	1493-74	139-01	水	長	0.54	人	ヒノキ	12.8	33	111	5													水源のかん養	
20	大正	溝ノ平	1493-75	139-01	水	長	1.13	人	ヒノキ	10.2	24	162	10													水源のかん養	
21	大正	坪ノ尾	1503-50	139-02	循		0.78	人	ヒノキ	10.2	24	112	7														
22	大正	南溝ノ平	1493-76	139-02	水	長	3.36	人	ヒノキ	10.2	24	482	30													水源のかん養	
23	大正	南溝ノ平	1493-77	139-02	水	長	0.56	人	ヒノキ	10.2	24	80	5													水源のかん養	
24	大正	坪ノ尾	1503-29	139-02	循		1.10	人	ヒノキ	10.2	24	157	10														
25	大正	南溝ノ平	1493-78	139-02	水	長	0.46	人	ヒノキ	10.2	24	66	4													水源のかん養	
26	大正	坪ノ尾	1503-30	139-02	循		0.12	人	ヒノキ	10.2	24	17	1														
27	大正	坪ノ尾	1493-79	139-02	水	長	0.45	人	ヒノキ	10.2	24	64	4														
28	大正	坪ノ尾	1503-31	139-02	循		0.14	人	ヒノキ	10.2	24	20	1													水源のかん養	
29	大正	坪ノ尾	1493-80	139-02	水	長	0.61	人	ヒノキ	10.2	24	87	5													水源のかん養	
30	大正	坪ノ尾	1503-32	139-02	循		0.14	人	ヒノキ	10.2	24	20	1														
31	大正	南溝ノ平	1493-81	139-02	水	長	0.54	人	ヒノキ	10.2	24	77	5													水源のかん養	
32	大正	南溝ノ平	1503-33	139-02	循		0.47	人	ヒノキ	10.2	24	67	4														
33	大正	南溝ノ平	1493-82	139-02	水	長	0.62	人	ヒノキ	10.2	24	88	5													水源のかん養	
34	大正	坪ノ尾	1503-34	139-02	循		0.46	人	ヒノキ	10.2	24	66	4														
35	大正	坪ノ尾	1503-35	139-02	循		0.28	人	ヒノキ	10.2	24	40	2														
36	大正	坪ノ尾	1493-83	139-02	水	長	0.68	人	ヒノキ	10.2	24	97	6													水源のかん養	
37	大正	坪ノ尾	1503-36	139-02	循		0.40	人	ヒノキ	10.2	24	57	4														
38	大正	坪ノ尾	1503-37	139-02	循		0.27	人	ヒノキ	10.2	24	38	2														
39	大正	南溝ノ平	1493-84	139-02	水	長	1.02	人	ヒノキ	10.2	24	146	9													水源のかん養	
40	大正	坪ノ尾	1503-38	139-02	循		0.34	人	ヒノキ	10.2	24	48	3														
41	大正	坪ノ尾	1503-39	139-02	循		0.35	人	ヒノキ	10.2	24	50	3														
42	大正	南溝ノ平	1493-85	139-02	水	長	1.31	人	ヒノキ	10.2	24	188	12													水源のかん養	
43	大正	坪ノ尾	1503-40	139-02	循		0.30	人	ヒノキ	10.2	24	43	3														
44	大正	坪ノ尾	1503-41	139-02	循		0.44	人	ヒノキ	10.2	24	63	4														
45	大正	坪ノ尾	1503-42	139-02	循		0.21	人	ヒノキ	10.2	24	30	2														
46	大正	坪ノ尾	1503-43	139-02	循		0.20	人	ヒノキ	10.2	24	28	2														
47	大正	坪ノ尾	1503-44	139-02	循		0.20	人	ヒノキ	10.2	24	28	2														
48	大正	南溝ノ平	1493-86	139-02	水	長	0.81	人	ヒノキ	10.2	24	116	7													水源のかん養	
49	大正	坪ノ尾	1503-45	139-02	循		0.23	人	ヒノキ	10.2	24	32	2														
50	大正	坪ノ尾	1503-46	139-02	循		0.56	人	ヒノキ	10.2	24	80	5														
51	大正	坪ノ尾	1503-47	139-02	循		0.50	人	ヒノキ	10.2	24	57	4														
52	大正	南溝ノ平	1493-87	139-02	水	長	0.46	人	ヒノキ	10.2	24	66	4													水源のかん養	
53	大正	南溝ノ平	1503-48	139-02	循		0.39	人	ヒノキ	10.2	24	56	3														
54	大正	南溝ノ平	1493-88	139-02	水	長	0.43	人	ヒノキ	10.2	24	61	4													水源のかん養	
55	大正	南溝ノ平	1503-49	139-02	循		0.24	人	ヒノキ	10.2	24	34	2														

森林施業計画対象森林

認定請求者 大正町森林組合

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者		森林の区分等		森林の現況							伐採計画				造林計画					備考							
	大字	字	地番	林班 小班	氏名	機能 別区 分	施業 方法 等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期	造林 方法	造林 樹種		造林 面積	植栽 本数					
																		皆伐択 伐等の別	その他													
111	大正	ツエノウエ	1373-8	158-01		循		0.79	人	ヒノキ	19.1	57	352	6																		
112	大正	ツエノウエ	1373-9	158-01		循		0.83	人	ヒノキ	19.1	57	370	6																		
113	大正	ツエノウエ	1373-10	158-01		循		1.08	人	ヒノキ	19.1	57	481	8																		
114	大正	ツエノウエ	1373-11	158-01		循		3.78	人	ヒノキ	19.1	57	1,683	26																		
115	大正	ツエノウエ	1374外2	158-01		循		1.24	人	ヒノキ	19.1	57	1,082	17																		
合計								220.59					55,751	1,755						58.44	2826											

森林施業計画対象森林

※資源循環利用林のうち長伐期施業対象箇所

別表

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者 氏名	森林の区分等		森林の現況							伐採計画					造林計画					備考		
	大字	字	地番	林班 小班		機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期	造林 方法	造林 樹種		造林 面積	植栽 本数
																		皆伐 択等の	その他								
1	大正	タンバキ	1498-6	138-04	循		1.61	人	ヒノキ	17.6	51	647	12		H19	間			1.61	129							
2	下岡	カゲヒラヤマ	176-1外6	072-05	循		2.49	人	ヒノキ	14.8	40	786	21		H21	間			2.49	157							
3	大正	坪ノ尾	1503-1外	138-03	循		1.51	人	ヒノキ	12.8	33	389	13		H22	間			1.51	77							
4	大正	坪ノ尾	1503-23外	138-03	循		5.65	人	ヒノキ	14.0	37	1,644	46		H22	間			5.65	328							
7	大正中津川	成川	770-8.10	043-01	循		1.49	人	ヒノキ	11.4	28	319	13		H19	間			1.49	63							
8	大正中津川	成川	770-9	043-01	循		0.72	人	ヒノキ	11.4	28	154	6		H19	間			0.72	30							
9	大正中津川	東峯山	617-18	041-05	循		1.57	人	ヒノキ	12.0	30	364	14		H19	間			1.57	72							
10	木屋ケ内	分ノ島山	614-5外1	006-01	循		0.46	人	ヒノキ	9.2	21	70	4		H19	間			0.46	14							
11	大正大奈路	竹ノ谷	927-5	045-01	循		0.42	人	ヒノキ	6.3	12	32	4		H19	間			0.42	6							
12	木屋ケ内	上ミ堂ノ畝山	682-8	044-06	循		1.34	人	ヒノキ	7.6	16	147	12		H19	間			1.34	29							
13	大正中津川	アサヒヤマ	766-32	031-05	循		2.51	人	ヒノキ	12.8	33	646	21		H20	間			2.51	129							
14	大正中津川	横平山	763	032-01	循		1.54	人	ヒノキ	12.8	33	396	13		H20	間			1.54	79							
15	大正中津川	アサヒヤマ	766-33	031-05	循		0.60	人	ヒノキ	12.8	33	154	5		H20	間			0.60	30							
16	大正中津川	横平山	765-3	032-01	循		1.46	人	ヒノキ	12.8	33	376	12		H20	間			1.46	75							
17	大正	坪ノ尾	1503-24	138-03	循		0.38	人	ヒノキ	15.1	41	124	4		H22	間			0.38	24							
21	大正	坪ノ尾	1503-50	139-02	循		0.78	人	ヒノキ	10.2	24	112	7														
24	大正	坪ノ尾	1503-29	139-02	循		1.10	人	ヒノキ	10.2	24	157	10														
26	大正	坪ノ尾	1503-30	139-02	循		0.12	人	ヒノキ	10.2	24	17	1														
28	大正	坪ノ尾	1503-31	139-02	循		0.14	人	ヒノキ	10.2	24	20	1														
30	大正	坪ノ尾	1503-32	139-02	循		0.14	人	ヒノキ	10.2	24	20	1														
32	大正	南溝ノ平	1503-33	139-02	循		0.47	人	ヒノキ	10.2	24	67	4														
34	大正	坪ノ尾	1503-34	139-02	循		0.46	人	ヒノキ	10.2	24	66	4														
35	大正	坪ノ尾	1503-35	139-02	循		0.28	人	ヒノキ	10.2	24	40	2														
37	大正	坪ノ尾	1503-36	139-02	循		0.40	人	ヒノキ	10.2	24	57	4														
38	大正	坪ノ尾	1503-37	139-02	循		0.27	人	ヒノキ	10.2	24	38	2														
40	大正	坪ノ尾	1503-38	139-02	循		0.34	人	ヒノキ	10.2	24	48	3														
41	大正	坪ノ尾	1503-39	139-02	循		0.35	人	ヒノキ	10.2	24	50	3														
43	大正	坪ノ尾	1503-40	139-02	循		0.30	人	ヒノキ	10.2	24	43	3														
44	大正	坪ノ尾	1503-41	139-02	循		0.44	人	ヒノキ	10.2	24	63	4														
45	大正	坪ノ尾	1503-42	139-02	循		0.21	人	ヒノキ	10.2	24	30	2														
46	大正	坪ノ尾	1503-43	139-02	循		0.20	人	ヒノキ	10.2	24	28	2														
47	大正	坪ノ尾	1503-44	139-02	循		0.20	人	ヒノキ	10.2	24	28	2														
49	大正	坪ノ尾	1503-45	139-02	循		0.23	人	ヒノキ	10.2	24	32	2														
50	大正	坪ノ尾	1503-46	139-02	循		0.56	人	ヒノキ	10.2	24	80	5														
51	大正	坪ノ尾	1503-47	139-02	循		0.50	人	ヒノキ	10.2	24	57	4														
53	大正	南溝ノ平	1503-48	139-02	循		0.39	人	ヒノキ	10.2	24	56	3														
55	大正	南溝ノ平	1503-49	139-02	循		0.24	人	ヒノキ	10.2	24	34	2														
75	大正	竹ノ奈路	1399-1	155-01	循		24.00	人	ヒノキ	12.0	30	4,450	209		H23	間			24.00	890						水源のかん養	
82	大正	竹ノ奈路	1399-1	155-01	循		21.20	人	ヒノキ	11.7	29	3,784	184													水源のかん養	
83	大正	竹ノ奈路	1400-1	155-02	循		4.85	人	ヒノキ	12.6	32	965	42													水源のかん養・土砂流出の防備	
84	大正	エバラシモヤシキ	1369-1	159-01	循		0.39	天	ザツ		50	52	-														
85	大正	エバラシモヤシキ	1369-3	159-01	循		0.36	天	ザツ		50	48	-														
86	大正	エバラシモヤシキ	1369-18	159-01	循		0.79	人	スギ	20.8	50	426	4														
87	大正	エバラシモヤシキ	1369-19	159-01	循		0.99	天	ザツ		62	135	-														
88	大正	エバラシモヤシキ	1369-20	159-01	循		0.99	人	スギ	22.2	62	577	2														
89	大正	エバラシモヤシキ	1369-21	159-01	循		0.70	人	スギ	20.8	50	377	4														
90	大正	エバラシモヤシキ	1369-22	159-01	循		0.91	人	スギ	20.8	50	491	5														
91	大正	エバラシモヤシキ	1369-25	159-01	循		0.32	人	スギ	20.8	50	173	2														
92	大正	エバラシモヤシキ	1369-26	159-01	循		1.54	人	ヒノキ	17.4	50	607	12														
93	大正	エバラシモヤシキ	1369-27	159-01	循		1.55	人	ヒノキ	17.4	50	611	12														
94	大正	エバラシモヤシキ	1369-28	159-01	循		1.09	人	ヒノキ	17.4	50	430	8														
95	大正	エバラシモヤシキ	1369-29	159-01	循		1.43	人	スギ	20.8	50	771	7														
96	大正	エバラシモヤシキ	1369-30	159-01	循		1.94	人	スギ	20.8	50	1,046	10														
97	大正	エバラシモヤシキ	1369-31	159-01	循		0.71	人	スギ	20.8	50	383	4														
98	大正	エバラシモヤシキ	1369-32	159-01	循		1.08	人	ヒノキ	17.4	50	426	8														

森林施業計画対象森林

※資源循環利用林のうち長伐期施業対象箇所

別表

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者 氏名	森林の区分等		森林の現況							伐採計画					造林計画					備考		
	大字	字	地番	林班 小班		機能 別区 分	施業 方法 等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期	造林 方法	造林 樹種		造林 面積	植栽 本数
																		皆伐択 伐等の	その他								
99	大正	ヒソオヤマ	1370-1	158-01		循	0.99	人	スギ	20.8	50	534	-														
100	大正	ヒソオヤマ	1370-7	158-01		循	1.05	人	スギ	20.8	50	566	5														
101	大正	ヒソオヤマ	1370-7	158-01		循	0.21	人	ヒノキ	17.4	50	83	2														
102	大正	ヒソオヤマ	1370-9	158-01		循	0.49	人	ヒノキ	17.9	52	200	4														
103	大正	ヒソオヤマ	1370-10	158-01		循	1.98	人	ヒノキ	17.9	52	810	14														
104	大正	ヒソオヤマ	1370-11	158-01		循	1.93	人	ヒノキ	17.9	52	789	14														
105	大正	ケンヤマ	1372	158-01		循	4.47	人	ヒノキ	17.9	52	1,828	33														
106	大正	ツエノウエ	1373-3	158-01		循	0.98	人	ヒノキ	19.1	57	436	7														
107	大正	ツエノウエ	1373-4	158-01		循	1.00	人	ヒノキ	19.1	57	445	7														
108	大正	ツエノウエ	1373-5	158-01		循	1.37	人	ヒノキ	19.1	57	610	10														
109	大正	ツエノウエ	1373-6	158-01		循	1.09	人	ヒノキ	19.1	57	485	8														
110	大正	ツエノウエ	1373-7	158-01		循	0.59	人	ヒノキ	19.1	57	263	4														
111	大正	ツエノウエ	1373-8	158-01		循	0.79	人	ヒノキ	19.1	57	352	6														
112	大正	ツエノウエ	1373-9	158-01		循	0.83	人	ヒノキ	19.1	57	370	6														
113	大正	ツエノウエ	1373-10	158-01		循	1.08	人	ヒノキ	19.1	57	481	8														
114	大正	ツエノウエ	1373-11	158-01		循	3.78	人	ヒノキ	19.1	57	1,683	26														
115	大正	ツエノウエ	1374外2	158-01		循	1.24	人	ヒノキ	19.1	57	1,082	17														

(記載注意事項)

1. 認定請求者の欄は、共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載し、また、認定請求者が当該森林の森林所有者以外のものである場合には、森林所有者欄に当該森林所有者名を記載する。ただし、認定請求者が当該森林の森林所有者である場合には、森林所有者欄の記載は要しない。
2. 森林所在場所の記載は、同一地番の森林については、その現況を異にするものがある場合、又は、森林の現況は同じであるが森林施業計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
3. 森林の区分等の欄の機能別区分の欄には、資源の循環利用林にあつては(循)、水土保持林にあつては(水)、森林と人との共生林にあつては(共)と記載する。
4. 森林の区分等の欄の施業方法等の欄には、水土保持林の区域のうち、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(複)、長伐期施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(長)と記載し、森林と人との共生林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(育)、風害等を防備するための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画に定められている森林にあつては(帯)、広葉樹等転換を必要とする森林として市町村森林整備計画に定められている森林については(転)と記載する。
5. 森林の現況の欄(面積の欄及び人工林天然林の別の欄を除く。)、伐採計画の欄及び造林計画の欄には、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては上層木、下層木等の層ごと区分して、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては特定広葉樹の樹種と一般樹種(規則第13条第2項第9号に規定する一般樹種をいう。)ごとに区分して、それぞれ複数の段に分けて記載する。
6. 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
7. 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入する。
8. 本数は、ヘクタール当りの本数を記載する。
9. 樹種又は林相の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては、(湿困)、(風困)等と記載する。

10. 樹高は、規則第10条第1号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。
11. 摘要欄には、地域森林計画において要整備森林とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林及び要間伐森林とされている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等、その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。
12. 時期は、1年間を超えない期間とする。この際、森林施業計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあっては歴年ごとに区分する。
13. 伐採方法の皆伐択伐等の別は、間伐にあつては単木、列状等選木方法を記載する。また、伐採方法のその他は、択伐率、間伐率等を記載する。
14. 造林方法は、人工造林、ぼうが更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は（再）と、拡大造林の場合は（拡）と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は（補助）と記載する。
15. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
16. 伐採計画、造林計画についての合計欄は、資源の循環利用林及び水土保持林並びに森林と人との共生林の森林の区分及び時期ごとに再計し合計を記載する。
17. 備考欄には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められている実施すべき伐採及び造林の時期を、市町村森林整備計画において、要間伐森林とされている場合には同計画に定められている実施すべき間伐の時期を記載する。また、災害による被災森林について復旧の施業を行うために当該施業に先だつて行う計画変更にあつてはその旨を、災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合には、その旨を記載する。さらに、水土保持林及び森林と人との共生林の区域内に存する森林のうち、皆伐による伐採を計画する森林（特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、主伐として伐採を計画する森林）がある場合は、通し番号を記載し、別途添付する当該森林の区域を示した図面における表示と一致させる。

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

(単位：m³・ha)

時期	伐採計画		造林計画		備考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
I	683	13.16			
II	313	6.11			
III	511	7.63			
IV	429	7.54			
V	890	24.00			
VI					
計	2,826	58.44			

(記載注意事項)

1. (1) の伐採計画及び造林計画について、時期ごとに再計し記載する。
2. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して記載する。

3 保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面積 (ha)	備考
下刈	0.00	
つる切り		
除伐	0.42	
合計	0.42	

(記載注意事項)

1. 面積の記載はヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
2. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、合計欄は、都道府県ごとに再計して合計を記載すること。
3. 保育の種類は必要に応じ追加して記載すること。

4 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要間伐森林 要整備森林又は						施業の区分	施業の種類	面積 ha	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村	大字 字	地番	森林所有者名						
	該当なし										
	合 計										

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び市町村森林整備計画において要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画を記載する。
 2. 森林所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合、又は、森林の現況は同じであるが森林施業計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
 3. 施業の区分は保育、その他とする。
 4. 施業の種類は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等、地域森林計画又は市町村森林整備計画において定められている実施すべき施業の方法とする。
 5. 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、森林の区分ごとに計を記載する。
 6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
 7. 認定請求者の欄は、共同して森林施業計画を作成する場合にあつては、認定請求者が当該森林の森林所有者以外の者(長期の施業受託者等)である場合に、当該認定請求者名を記載する。
 8. 備考欄には、地域森林計画又は市町村森林整備計画に定められている実施すべき施業の時期を記載する。
- 5 森林施業の共同化に関する事項(共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載する。)

(1) 共同して行う施業の種類及びその実施の方法

計画期間中に行う施業は、間伐だけの場合は、間伐と除伐は同一事業体に共同発注し、ロットを確保し、コストを下げる。

(記載注意事項)

森林施業計画の計画期間中に共同で実施する施業の種類及び労務の相互提供の林業事業体等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入方法、その実施の方法等を記載する。

(2) その他森林施業の共同化に関する事項

なし

(記載注意事項)

作業道、土場、作業場等の施設の設置および維持運営の方法ならびに利用に関する事項その他(1)に記載された施業の共同実施の実効性を担保するための措置について記載する。